

六価クロム化合物の基準の変更について



2022年4月に環境基本法に基づく水質汚濁にかかわる環境基準のうち、「公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準」と「地下水の水質汚濁に係る環境基準」における六価クロムの基準値について改正されました。

これに伴い、地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準、水質汚濁防止法に基づく排水基準、加えて特定事業場からの下水の基準について基準値が強化されました。

(1) 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(環境省)

公布日:2024年1月25日 施行日:2024年4月1日

六価クロムにかかわる改正の概要は以下の通りです。

① 水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)の改正

水質汚濁防止法施行規則第9条の3第2項において定める地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準のうち、「六価クロム化合物」について、0.02 mg/Lに改める。

② 排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)の改正

排水基準を定める省令第1条において定める排水基準のうち、別表第1に掲げる「六価クロム化合物」に係る許容限度を0.2 mg/Lに改める。

なお、「六価クロム化合物」に係る排水基準について、電気めっき業に属する特定事業場からの排水には、暫定排水基準として0.5 mg/Lを3年間適用。

経過措置:

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の施行の際、現に設置されている水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)

を設置する特定事業場の排水の六価クロム化合物についての排水基準は、この省令の施行の日から6月間(当該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)

別表第3に掲げる施設である場合にあっては、1年間)は、なお従前の例によることとなっています。

(2) 「下水道法施行令の一部を改正する政令」(国土交通省)

公布日:2024年1月4日 施行日:2024年4月1日

六価クロムにかかわる改正の概要は以下の通りです。

特定事業場から公共用下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれる「六価クロム化合物」にかかわる排水基準について、0.2 mg/L以下に強化。

当社では六価クロム化合物含め、排水の分析を行っております。

(当社HP中ナイツレポートKR01004水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令等参照)

詳しくは、当社 分析担当者 五月女、戸邊(フリーダイヤル0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせ下さい。